算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに平成 14 年度から令和元年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 14 年度補正予算債及び平成 16 年度補正予算債に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{14} ＝ 1.000
C_{15} ＝ 1.050
C_{16} ＝ 1.050
C_{17} ＝ 0.917
C_{18} ＝ 0.883
C_{19} ＝ 0.867
C_{20} ＝ 0.88517
C_{21} ＝ 0.93650
C_{22} ＝ 1.050
C_{23} ＝ 1.033
C_{24} ＝ 0.983
C_{25} ＝ 0.983
C_{26} ＝ 0.967
C_{27} ＝ 0.717
C_{28} ＝ 0.7267
C_{29} ＝ 0.0367
C_{30} ＝ 0.03483
$C_{元}$ ＝ 0.02133

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22} ＝ 1.050
E_{23} ＝ 1.033
E_{24} ＝ 0.983
E_{25} ＝ 0.983

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに平成 14 年度から平成 30 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 14 年度補正予算債及び平成 16 年度補正予算債に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{14} ＝ 1.000
C_{15} ＝ 1.049
C_{16} ＝ 1.049
C_{17} ＝ 0.902
C_{18} ＝ 0.885
C_{19} ＝ 0.869
C_{20} ＝ 0.87246
C_{21} ＝ 1.044
C_{22} ＝ 1.049
C_{23} ＝ 1.016
C_{24} ＝ 0.967
C_{25} ＝ 0.984
C_{26} ＝ 0.754
C_{27} ＝ 0.721
C_{28} ＝ 0.0377
C_{29} ＝ 0.0361
C_{30} ＝ 0.03426

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22} ＝ 1.049
E_{23} ＝ 1.016
E_{24} ＝ 0.967
E_{25} ＝ 0.984